

お知らせ



株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番10号

2020年9月24日

「専用サービス契約約款」の改定について(お知らせ)

平素は当社のサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて,下記の対象サービスをご利用のお客さまに,契約約款の改定についてお知らせいたします。 変更点は次ページ以降に記載をしておりますので,ご確認くださいますようお願い申しあげます。

今後もよりよいサービスの提供が行えるよう、精一杯努めてまいります。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

<記>

- ■改定対象約款 専用サービス契約約款
- ■新契約約款の適用日 2020 年 10 月 1 日
- ■新旧対照表 次ページ以降をご確認ください。
- ■HP 掲載場所

https://www.enecom.co.jp/business/enewings/support/yakkan.html

以上

本件に関するお問い合わせは下記までお願いします。 ソリューション営業部 TEL 050-8201-1411

『専用サービス契約約款』 新旧対照表

※表中「旧契約約款表記」内青文字部を「新契約約款表記」赤文字へ変更

回線距離測定局を回線距離測定区域に改めるなどの一部用語の見直しをおこないます。変更によるお客さまへの影響はございません。

| IΒ | 新 |
|----------------------|----------------------|
| 専用サービス契約約款 | 専用サービス契約約款 |
| 2020年 4月 | 2020年 10月 |
| 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ | 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ |

| IB | 新 |
|--|---|
| 目次 | 目次 |
| 第1章~第12章 <省略> | 第1章~第12章 <省略> |
| 別記(省略) | 別記(省略) |
| 料金表 <省略> 通則 <省略> 第1表~第3表 <省略> | 料金表 <省略> 通則 <省略> 第1表~第3表 <省略> |
| 料金表別表 1 <省略> 2 回線距離測定局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73 3 <省略> | 料金表別表 1 <省略> 2 回線距離測定 <mark>区域</mark> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73 3 <省略> |
| 別表 <省略> | 別表 <省略> |
| 付則 <省略> | 付則 <省略> |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

新

第1章 総 則

第1条 ~ 第2条 <省略>

(用語の定義)

第3条この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用 語 | 用 語 の 意 味 |
|-----------|---|
| 1~24 <省略> | <省略> |
| 25 収容区域 | 1 の専用取扱局に専用回線を収容する区域 |
| 28 加入区域 | 1 の専用取扱局の収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及び線路に関する加算額)の支払いを必要としないで専用サービスを提供する区域 |
| 27 区域外 | 1 の専用取扱局の収容区域のうち加入区域以外のもの |
| 28 <省略> | <省略> |

第2章 ~ 第10章 <省略>

第11章

第90条 <省略>

(免 責)

第91条 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(専用取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 <省略>

別記 <省略>

第1章 総 則

第1条 ~ 第2条 <省略>

(用語の定義)

第3条この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用 語 | 用 語 の 意 味 |
|-----------|--|
| 1~24 <省略> | <省略> |
| 25 専用取扱区域 | 1の専用取扱局に専用回線を収容する区域 |
| 26 加入区域 | 1の専用取扱区域のうち、特別な料金(線路設置費及び線路に関する加算 額)の支払いを必要としないで専用サービスを提供する区域 |
| 27 区域外 | 1 の専用取扱区域のうち加入区域以外のもの |
| 28 <省略> | <省略> |

第2章 ~ 第10章 <省略>

第11章

第90条 <省略>

(免 責)

第91条 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(専用取扱区域に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 <省略>

別記 <省略>

| IB | 新 |
|--|--|
| 料金表料金表料 | 料金表料金表料金表料 |
| 料金表目次 通則 <省略> 第1表 <省略> 第2表 <省略> 第3表 <省略> 料金表別表 | 料金表目次 通則 <省略> 第1表 <省略> 第2表 <省略> 第3表 <省略> 料金表別表 |
| 1 削除 <省略> 2 回線距離測定局 ···································· | 1 削除 <省略> 2 回線距離測定 <mark>区域</mark> ···································· |
| | |

通 則 <省略>

第1表料 金

第1 専用サービスの専用料に係る一般事項 1 適 用 〈省略〉

| 区分 | | |
|---------------------------------------|--|--|
| (1)<省略> | <省略> | |
| (2) 回線距離の測定 | 回線距離は、次のとおり測定します。 | |
| | 回線距離の測定方法 | |
| | その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により 測定します。 直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。 | |
| | 備 考 1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。 2 回線距離測定局は、料金表別表2のとおり定めます。 | |
| (3) 回線距離測定局の 変更があった場合の 料金の適用 | 収容区域の設定変更、専用取扱局の指定の変更・所在場所の変更、接続 専用回線に関する相互接続点の所在場所の変更又は専用回線の移転等 により、その専用回線の終端の回線距離測定局の変更があったときは、料 金を再算定します。 | |
| (4) 専用回線の終端が 加入区域外にある場 合の加算額の適用 | ア その専用回線の終端が収容されている専用取扱局の加入区域を超える地点から引込柱(専用回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)といいます。以下同じとします。)までの線路(以下)区域外線路)といいます。)について、線路設置に係る加算額を適用します(短期専用契約を除きます。)。 ただし、その専用回線が異経路((7)の「異経路の線路」の部分に限ります。)によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。 イ 加入区域の設定変更、専用回線を収容する専用取扱局の変更又は専用回線の移転等により、区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。 | |
| (5)<省略> | ── | |

IΒ

通 則 <省略>

第1表料 金

第1 専用サービスの専用料に係る一般事項 1 適 用 <当帐>

| 区 分 | 内 容 |
|--|--|
| (1)<省略> | <省略> |
| (2) 回線距離の測定 | 回線距離は、次のとおり測定します。 |
| | 回線距離の測定方法 |
| | その専用回線の双方の終端の回線距離測定 <mark>区域</mark> 相互間の直線距離により測定します。 直線距離は回線距離測定 <mark>区域</mark> の緯度、経度に基づき算定します。 |
| | 備 考 1 「回線距離測定区域」とは、回線距離測定のための起算となる区域をいいます。 2 回線距離測定区域は、料金表別表2のとおり定めます。 |
| (3) 回線距離測定 <mark>区域</mark> の 変更があった場合の 料金の適用 | 専用取扱 <mark>区域</mark> の指定の変更・所在場所の変更、接続専用回線に関する相 互接続点の所在場所の変更又は専用回線の移転等により、その専用回線 の終端の回線距離測定 <mark>区域</mark> の変更があったときは、料金を再算定します。 |
| (4) 専用回線の終端が 加入区域外にある場 合の加算額の適用 | ア その専用回線の終端が収容されている加入区域を超える地点 から引込柱(専用回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブ ル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)まで の線路(以下「区域外線路」といいます。)について、線路設置 に係る加算額を適用します(短期専用契約を除きます。)。 ただし、その専用回線が異経路((ア)の「異経路の線路」の部 分に限ります。)によるものであるときは、区域外線路に関す る加算額の支払いを要しません。 イ 加入区域の設定変更、専用取扱区域の変更又は専用回線の 移転等により、区域外線路の変更があったときは、加算額を再 算定します。 |
| (5)<省略> | <省略> |

| (6) 最低利用期間内に 専用契約の解除等が あった場合の料金の 適用 | ア 専用サービスには、短期専用契約に係るもの及び異経路によるも のを除いて、最低利用期間があります。 |
|--|---|
| <u>19.71</u> | マ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除、専用回線の移転(両端移転又は移転によりその専用回線の終端に係る専用取扱区域が変更した場合)があった場合は、第76条(専用料の支払義務)及び料金表の規定にかかわらず、短期専用契約者とみなし料金及び工事に関する費用を再計算し、差額を一括して支払っていただきます。 ウ 専用回線の移転の場合で、イ以外の場合は、短期専用契約者とみなし、工事に関する費用を再計算し、差額を一括して支払っていただきます。 エ 専用契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目の変更を行った場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、短期専用契約者とみなし、料金を再計算し、差額を一括して支払っていただきます。 オ エの場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。 |
| (7) 異経路による専用 回線の料金の適用 | その専用回線の終端が直接収容されている専用取扱区域を超える地点から引込柱までの線路(以下「異経路の線路」といいます。)について、異経路の線路に係る加算額を適用します。 |
| (8)~(12) <略> | <略> |
| | 回線の料金の適用 |

新 IΒ 第4 高速イーサネット専用サービスに関する専用料 第4 高速イーサネット専用サービスに関する専用料 1 適 用 1 適 用 区 分 区 分 内 (1) 品目に係る料金 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。 (1) 品目に係る料金 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。 の適用 の適用 品 밂 100Mbit/sの符号伝送が可能なもの 100Mb/s 100Mb/s 100Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1Gb/s 1Gb/s 10Gb/s 10000Mbit/sの符号伝送が可能なもの 10Gb/s 10000Mbit/sの符号伝送が可能なもの 備 考 備者 1 専用契約者が指定することのできる専用回線の終端の場所は、 1 専用契約者が指定することのできる専用回線の終端の場所は、 当社が別に定める収容区域内に限ります。 当社が別に定める<mark>専用取扱</mark>区域内に限ります。 2 当社は、専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置し 2 当社は、専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置し ます。 ます。 (2)細目に係る料金 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の (2)細目に係る料金 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の の適用 熊様による細目を定めます。 の適用 熊様による細目を定めます。 ア 通信の態様による細目 ア 通信の態様による細目 区 別 付 区 別 付 中継回線及びその中継回線に接続される 中継回線及びその中継回線に接続される 中継回線によるもの 中継団線によるもの 端末回線を利用するもの 端末回線を利用するもの 端末回線のみによる 端末回線のみによる 端末回線のみを利用するもの 端末回線のみを利用するもの もの もの 1 「中継回線」とは、高速イーサネット専用サービスに係る専 1 「中継回線」とは、高速イーサネット専用サービスに係る専 用団線のうち団線距離測定局相互間のものをいいます。 用回線のうち回線距離測定区域相互間のものをいいます。 2 「端末回線」とは、中継回線以外のものをいいます。 2 「端末回線」とは、中継回線以外のものをいいます。

| | イ 保守の態様による細目 (ア)サービスクラスによる区別 <省略> (イ)保守の区別 <省略> |
|---|---|
| (3)~(6) <省略> | <省略> |
| (7) 回線距離測定局 の変更その他の場 合における料金の 適用 | 回線距離測定局の変更があった場合、専用回線の終端が加入区域外に ある場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更し た場合及び特別な電気通信設備を提供した場合の料金の適用について は、専用サービスの専用料に係る一般事項を適用します。 |
| (8) <省略> | <省略> |

2 料金額 <省略>

第5 <省略>

| | イ 保守の態様による細目 (ア)サービスクラスによる区別 <省略> (イ)保守の区別 <省略> |
|--|--|
| (3)~(6) <省略> | <省略> |
| (7) 回線距離測定 <mark>区</mark> <mark>域</mark> の変更その他の 場合における料金 の適用 | 回線距離測定区域の変更があった場合、専用回線の終端が加入区域外に ある場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更し た場合及び特別な電気通信設備を提供した場合の料金の適用について は、専用サービスの専用料に係る一般事項を適用します。 |
| (8) <省略> | <省略> |

2 料金額 <省略>

第5 <省略>

第6 その他の専用サービスに関する専用料 映像伝送サービス

1 適 用

| 内 容 | | |
|---|--|--|
| <省略> | | |
| 当社は、料金額を適用するにあたって、次 る細目を定めます。 | で表のとおり通信の態様によ | |
| ○ 通信の態様による細目 利用する回線による区別 | | |
| 区別 | 内 容 | |
| 中継回線によるもの 中継回線及 末回線を利 | びその中継回線に接続される端 用するもの | |
| 端末回線のみによる もの 端末回線の | みを利用するもの | |
| 備 考 1 ハイビジョン映像伝送サービスは、 1 に限り提供します。 2 「中継回線」とは、映像伝送サービス 回線距離測定局相互間のものをいい 3 「端末回線」とは、中継回線以外のも | | |
| | 当社は、料金額を適用するにあたって、ジ る細目を定めます。 ○ 通信の態様による細目 利用する回線による区別 区 別 中継回線によるもの 中継回線及 末回線を利 端末回線のみによる もの 端末回線の に限り提供します。 2「中継回線」とは、映像伝送サービスは、対 に限り提供します。 2「中継回線」とは、映像伝送サービス回線距離測定局相互間のものをいい | |

IΒ

第6 その他の専用サービスに関する専用料 映像伝送サービス

1 浦 用

| 区 分 | 内容 | | |
|--------------------|---------------------------------------|--|--|
| (1) <省略> | <省略> | | |
| (2) 細目に係る料金 の適用 | 当社は、料金額を適用する る細目を定めます。 | 6にあたって、次表のとおり通信の態様によ | |
| | ○ 通信の態様による細目 利用する回線による区 | | |
| | 区別 | 内 容 | |
| | 中継回線によるもの | 中継回線及びその中継回線に接続される端 末回線を利用するもの | |
| | 端末回線のみによる もの | 端末回線のみを利用するもの | |
| | に限り提供します。 2「中継回線」とは、映 回線距離測定区域相 | 送サービスは、端末回線のみによるもの 象伝送サービスに係る専用回線のうち 互間のものをいいます。 継回線以外のものをいいます。 | |

新

| (3) 回線距離の測定 | 回線距離は、次のとおり測定します。 ア 中継回線の部分 その中継回線の双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。 直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。 イ端末回線の部分 その端末回線が収容される専用取扱局とその端末回線の終端との間の直線距離(それぞれの直線距離について算出した結果に500m未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。)の合計により測定します。(ハイビジョン映像伝送サービスのものは除きます。) ただし、局相互間を端末回線として利用する場合は、実際に経由する局間の直線距離(直線距離は専用取扱局の緯度、経度に基づき算定し、3以上の局を経由する場合は、各局間距離を合計します。)を上記に加えて測定します。 (注1)「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。 (注2)回線距離測定局は、料金表別表2のとおり定めます。 |
|---|--|
| (4) 回線距離測定局 の変更その他の場 合における料金の 適用 | 回線距離測定局の変更があった場合、専用回線の終端が加入区域外に ある場合、短期専用契約による場合、異経路による場合、復旧等に伴 い専用回線の経路を変更した場合、当社の回線接続装置を設置した場 合及び当社が配線設備を提供した場合の料金の適用については専用サ ービスの専用料に係る一般事項を適用します。 |

2 料金額 <省略>

第7 <省略>

第2表 <省略> 第3表 <省略>

料金表別表 1 <略>

| (3) 回線距離の測定 | 回線距離は、次のとおり測定します。 ア中継回線の部分 その中継回線の双方の終端に係る回線距離測定区域相互間の直線距離により測定します。 直線距離は回線距離測定区域の緯度、経度に基づき算定します。 イ端末回線の部分 その端末回線が収容される専用取扱局とその端末回線の終端との間の直線距離(それぞれの直線距離について算出した結果に500m未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。)の合計により測定します。(ハイビジョン映像伝送サービスのものは除きます。) ただし、局相互間を端末回線として利用する場合は、実際に経由する回線距離測定区域相互間の直線距離(直線距離は専用取扱区域の緯度、経度に基づき算定し、3以上の局を経由する場合は、各距離を合計します。)を上記に加えて測定します。 (注1)「回線距離測定区域」とは、回線距離測定のための起算となる専用取扱区域をいいます。 (注2)回線距離測定区域は、料金表別表2のとおり定めます。 |
|--|---|
| (4) 回線距離測定 <mark>区 域</mark> の変更その他の 場合における料金 の適用 | 回線距離測定区域の変更があった場合、専用回線の終端が加入区域外にある場合、短期専用契約による場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合、当社の回線接続装置を設置した場合及び当社が配線設備を提供した場合の料金の適用については専用サービスの専用料に係る一般事項を適用します。 |

2 料金額 <省略>

第7 <省略>

第2表 <省略> 第3表 <省略>

料金表別表 1 <略>

新

料金表別表 2 回線距離測定局

回線距離測定局は、専用回線の終端を収容する専用取扱局で当社が指定する次のものとします。

IΒ

| 専用取扱局 | 収 容 区 域 |
|---------|---|
| 広島総括局 | 広島市、廿日市市の一部(旧佐伯郡宮島町除く)、 安芸高田市の一部(旧高田郡八千代町)、安芸郡府中町、 安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、 山県郡北広島町 |
| 岡山中心局 | 岡山市の一部(旧御津郡建部町除く)、玉野市、備前市、赤磐市、 瀬戸内市、和気郡和気町、都窪郡早島町、 加賀郡吉備中央町の一部(旧上房郡賀陽町) |
| 山口中心局 | 山口市の一部 (旧佐波都徳地町、吉敷郡阿知須町除く)、美祢市の一部 (旧美祢郡美東町)、阿武郡 阿東町 |
| 倉敷伝送端局 | 倉敷市、総社市、高梁市の一部(旧上房郡有漢町除く)、 浅口市の一部(旧浅口郡金光町)、井原市の一部(旧小田郡美星町)、 小田郡矢掛町 |
| 福山伝送端局 | 笠岡市、井原市の一部(旧小田郡美星町除く)、福山市、 府中市の一部(旧甲奴郡上下町除く)、 浅口市の一部(旧浅口郡金光町除く)、浅口郡里庄町、神石郡神石高原町 |
| 尾道伝送端局 | 三原市、尾道市の一部(旧豊田郡瀬戸田町除く)、 府中市の一部(旧甲奴郡上下町)、三次市の一部(旧甲奴郡甲奴町)、 世羅郡世羅町 |
| 具伝送端局 | 呉市の一部(旧安芸都蒲刈町、安芸都豊浜町、安芸都豊町除く)、 江田島市、東広島市の一部(旧賀茂郡黒瀬町、豊田郡安芸津町) |
| 東広島伝送端局 | 竹原市、東広島市の一部(旧賀茂郡黒瀬町、豊田郡安芸津町除く)、 豊田郡大崎上島町 |
| 岩国伝送端局 | 大竹市、岩国市、玖珂都和木町 |
| 徳山伝送端局 | 周南市、下松市、光市の一部(旧熊毛郡大和町除く) |
| 防府伝送端局 | 防府市、山口市の一部 (旧佐波都徳地町) |
| 宇部伝送端局 | 宇部市、山陽小野田市、美祢市の一部(旧美祢郡美東町、美祢郡秋芳町除く)、山口市の一部(旧言敷郡阿知須町) |
| 下関伝送端局 | 下関市の一部(旧豊浦都豊田町、豊浦郡豊浦町、豊浦郡豊北町除く) |
| 柳井伝送端局 | 柳井市、光市の一部(旧熊毛郡大和町)、大島郡周防大島町、 熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町 |

料金表別表 2 回線距離測定区域

回線距離測定<mark>区域</mark>は、専用回線の終端を収容する局<mark>を有する区域(区域名</mark>)で当社が指定する次のものとします。

| 区域名 | 専用取扱区域 |
|-----|---|
| 広島 | 広島市、廿日市市の一部(旧佐伯郡宮島町除く)、 安芸高田市の一部(旧高田郡八千代町)、安芸郡府中町、 安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、 山県郡北広島町 |
| 岡山 | 岡山市の一部(旧御津郡建部町除く)、玉野市、備前市、赤磐市、 瀬戸内市、和気郡和気町、都窪郡早島町、 加賀郡吉備中央町の一部(旧上房郡賀陽町) |
| 山口 | 山口市の一部(旧佐波郡徳地町、吉敷郡阿知須町除く)、美祢市の一部(旧美祢郡美東町)、阿武郡 阿東町 |
| 倉敷 | 倉敷市、総社市、高梁市の一部(旧上房郡有漢町除く)、 浅口市の一部(旧浅口郡金光町)、井原市の一部(旧小田郡美星町)、 小田郡矢掛町 |
| 福山 | 笠岡市、井原市の一部(旧小田郡美星町除く)、福山市、 府中市の一部(旧甲奴郡上下町除く)、 浅口市の一部(旧浅口郡金光町除く)、浅口郡里庄町、神石郡神石高原町 |
| 尾道 | 三原市、尾道市の一部(旧豊田郡瀬戸田町除く)、 府中市の一部(旧甲奴郡上下町)、三次市の一部(旧甲奴郡甲奴町)、 世羅郡世羅町 |
| 呉 | 呉市の一部 (旧安芸都蒲刈町、安芸都豊浜町、安芸都豊町除く)、 江田島市、東広島市の一部 (旧賀茂郡黒瀬町、豊田郡安芸津町) |
| 東広島 | 竹原市、東広島市の一部(旧賀茂郡黒瀬町、豊田郡安芸津町除く)、 豊田郡大崎上島町 |
| 岩国 | 大竹市、岩国市、玖珂郡和木町 |
| 徳山 | 周南市、下松市、光市の一部 (旧熊毛郡大和町除く) |
| 防府 | 防府市、山口市の一部 (旧佐波都徳地町) |
| 宇部 | 宇部市、山陽小野田市、美祢市の一部(旧美祢郡美東町、美祢郡秋芳町除く)、山口市の一部(旧吉敷郡阿知須町) |
| 下関 | 下関市の一部(旧豊浦郡豊田町、豊浦郡豊浦町、豊浦郡豊北町除く) |
| 柳井 | 柳井市、光市の一部(旧熊毛郡大和町)、大島郡周防大島町、 熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町 |

| 専用取扱局 | 収 容 区 域 |
|--------|--|
| 島根中心局 | 松江市、安来市、八東都東出雲町 |
| 津山伝送端局 | 津山市、新見市、岡山市の一部(旧御津郡建部町)、 高梁市の一部(旧上房郡有漢町)、真庭市、美作市、 加賀郡吉備中央町の一部(旧御津郡加茂川町)、真庭郡新庄村、 苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、英田郡西粟倉村、 久米郡久米南町、久米郡美咲町 |
| 米子伝送端局 | 米子市、境港市、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡大山町、 日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町、西伯郡伯耆町 |
| 鳥取伝送端局 | 鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町、八頭郡若桜町、 八頭郡智頭町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、 東伯郡琴浦町 |
| 出雲伝送端局 | 出雲市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、簸川郡斐川町 |
| 浜田伝送端局 | 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町、 邑智郡邑南町、鹿足郡津和野町、鹿足郡吉賀町 |
| 三次伝送端局 | 三次市の一部(旧甲奴郡甲奴町除く)、庄原市、 安芸高田市の一部(旧高田郡八千代町除く) |
| 萩伝送端局 | 萩市の一部(旧阿武郡川上村、阿武郡田万川町、阿武郡むつみ村、 阿武郡須佐町、阿武郡旭村、阿武郡福栄村除く)、長門市、 下関市の一部(旧豊浦郡豊田町、豊浦郡豊浦町、豊浦郡豊北町)、 美祢市の一部(旧美祢郡秋芳町) |

料金表別表3 <省略>

別表 <省略>

付則 <省略>

| 区域名 | 専用取扱区域 |
|-----|--|
| 松江 | 松江市、安来市、八東都東出雲町 |
| 津山 | 津山市、新見市、岡山市の一部(旧御津郡建部町)、 高梁市の一部(旧上房郡有漢町)、真庭市、美作市、 加賀郡吉備中央町の一部(旧御津郡加茂川町)、真庭郡新庄村、 苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、英田郡西粟倉村、 久米郡久米南町、久米郡美咲町 |
| 米子 | 米子市、境港市、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡大山町、 日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町、西伯郡伯耆町 |
| 鳥取 | 鳥取市、倉吉市、岩美都岩美町、八頭都八頭町、八頭都若桜町、 八頭郡智頭町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、 東伯郡琴浦町 |
| 出雲 | 出雲市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、簸川郡斐川町 |
| 浜田 | 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町、 邑智郡邑南町、鹿足郡津和野町、鹿足郡吉賀町 |
| 三次 | 三次市の一部 (旧甲奴郡甲奴町除く)、庄原市、 安芸高田市の一部 (旧高田郡八千代町除く) |
| 萩 | 萩市の一部(旧阿武都川上村、阿武郡田万川町、阿武郡砂のみ村、阿武郡須佐町、阿武郡旭村、阿武郡福栄村除く)、長門市、 下関市の一部(旧豊浦郡豊田町、豊浦郡豊浦町、豊浦郡豊北町)、 美祢市の一部(旧美祢郡秋芳町) |

料金表別表3 <省略>

別表 <省略>

付則 <省略>

(実施期日)

1 この改正規定は、2020年10月1日から実施します。